

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条第1項の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員に報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める役員等の費用弁償及び旅費に関する規程に基づき、費用を弁償する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則（平成29年9月8日評議員会議決）

この規程は、平成29年9月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。